

鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川等における河川協力団体を募集します！

募集期間：平成28年10月14日(金)～平成28年11月14日(月)

■河川協力団体制度とは？

- ◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。

■河川協力団体の活動内容の一例



河川敷等清掃



森林伐採作業



環境調査



マイ防災マップづくり

1. 河川協力団体の業務

(1) 河川協力団体の業務として期待している具体的な活動内容

- ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③河川の管理に関する調査研究
- ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発

(2) 対象となる区間

鈴鹿川、鈴鹿川派川、内部川、安楽川、雲出川、雲出古川、中村川、波瀬川、櫛田川、佐奈川、宮川、五十鈴川、勢田川、大湊川、蓮川、青田川、布引谷川における三重河川国道事務所及び蓮ダム管理所が管理する区間

2. 資格および申請書類

鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川等河川協力団体募集要項をご確認ください。
なお、募集要項については三重河川国道事務所HP
(<http://www.mlit.go.jp/mie>)をご確認ください。